平成２３年（フ）第２２６０号
横浜市港南区芹が谷１丁目20番14号　芹台マンション304
債務者　佐藤　一嘉
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００５号
東京都西東京市西原町５丁目２番５号トラスティ田無260号
債務者　花房　慎也
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市富士見台３丁目16番地の13
債務者　永田　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２６５７号
東京都大田区東雪谷４丁目12―３
債務者　池田　章子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７号
静岡県御前崎市池新田4290番地の27　レオパレスホリー110号
債務者　柏井　一男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次1134番地　与那覇アパート201
債務者　仲宗根直美（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１９２号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目43番３―202号　コーポサンシャイン野嵩
債務者　伊波　和哉
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２００号
沖縄県沖縄市字古謝229番地１
債務者　仲村　広美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０１号
沖縄県沖縄市字古謝229番地１
債務者　仲村エミカ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０３号
沖縄県宜野湾市新城１丁目２番11―302号　久志アパート
債務者　仲村千加子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０４号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2144番地３　コーポ仲宗根201
債務者　仲村　国浩
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０３２号
東京都多摩市関戸３丁目10番地の11　Ａ―204
債務者　生井亜希子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５１号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地10棟208号
債務者　白鳥美智子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７６号
東京都日野市程久保１丁目17番地の31ドーム多摩Ｈ―108
債務者　本渡龍太郎
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１１号
東京都立川市砂川町８丁目57番地の４バローレジデンス202号
債務者　辻　篤一郎
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部